# 小型船舶用浮力補助具の型式承認試験基準

#### 「1〕総 則

小型船舶安全規則(昭和 49 年運輸省令第 36 号)第 54 条の 2 に規定する小型船舶用浮力補助具の型式承認試験のための試験方法及び判定基準は、 次に定めるところによる。

#### 「2] 一般

- (1) 供試体の各部分を構成する材料の組成又は工作法が特殊な場合であって、書類による特性判断等の結果から必要と認めるものについては、長期暴露試験データ等により、その有効期限を定めること。
- (2) 2種類以上の浮力構造を併用する複合型の場合は、それぞれ該当する試験項目に従い試験を実施すること。

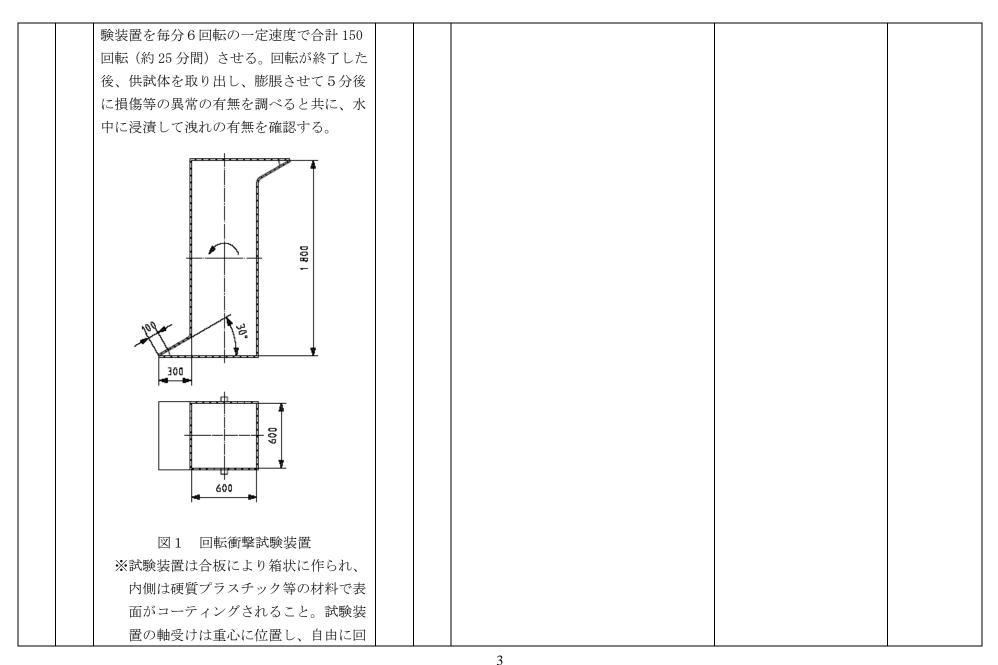
## [3] 試験方法及び判定基準

試験方法及び判定基準については、表1~3による。

## 表1 環境試験

	試験方法			判定基準 関連する規格等			備考
1		温度繰り返し試験	1				
	1	1個の供試体(膨脹式の場合は膨脹させ		1	収縮、亀裂、膨脹、溶解又は機械的品質	第53条第1項第1号	
		ない状態の供試体)を−30℃及び+65℃の			の変化のような損傷がないこと。	第53条第1項第7号	
		周辺温度に交互にさらす。この交互のサイ				第54条の2第1項第1号	
		クルは、それぞれの直後に行う必要はなく、					
		合計 10 サイクル繰り返す次の手順でよい。				MSC. 200 (80)/2.1	
		①+65℃以上の周辺温度に8時間さら					
		す。					
		②同じ日に高温槽から試供体を取り出					

		し、翌日まで 20±3℃の室温状態にさ					
		St.					
		3-30℃以下の周辺温度に8時間さら					
		t.					
		   ④同じ日に低温槽から供試体を取り出					
		し、翌日まで 20±3℃の室温状態にさ					
		St.					
		   温度繰り返し試験後、供試体の外観を検					
		査する。					
	2	上記試験が終了した供試体(膨脹式の場		2	質量 5.85kg の鉄片を吊り下げられる		
		合は膨脹させた供試体)に鉄片を吊り下げ			こと。		
		て淡水に浮かべる。					
2		耐油試験	2				
	1	1個の供試体(膨脹式の場合は膨脹させ		1	収縮、亀裂、膨脹、溶解又は機械的品質		
		た供試体) を、常温にて軽油 (JIS K 2204			の変化のような損傷がないこと。	第53条第1項第7号	
		:2007)中、深さ 100mm に 24 時間水平に浸				第54条の2第1項第1号	
		漬後、供試体を検査する。					
	2	上記試験が終了した供試体に、鉄片を吊		2	質量 5.85kg の鉄片を吊り下げられる		
		り下げて淡水中に浮かべる。			こと。		
3		回転衝撃試験	3				
	1	供試体は"使用状態"即ち収納状態から		1	損傷等の異常がないこと。また、膨脹	ISO 12402-9:2006/5.5.2	膨脹式の
		取り出され、非膨脹状態で、金具は締めた			後、洩れがないこと。		場合に限る。
		状態とするが、きつくしたり、巻き付けた					
		りはしない状態で試験を行う。供試体を平					
		らな一つの面の蓋から試験装置(図1参照)					
		に入れ、蓋は閉じて固定する。その後、試					



		転できるようにする。					
4		不注意膨脹試験	4				
	1	不注意操作、降雨等による誤作動等に対		1	噴霧中に自動膨脹機構が作動せず、試	IS012402-9:2006/5.5.	膨脹式の
		する自動膨脹装置の誤作動防止措置は、供			験後、水中に浸漬させた際に自動膨脹機	11の規定では、各方向か	場合におい
		試体に水スプレーを一定時間噴霧すること			構が正常に作動すること。	らの噴霧時間は各10分間	て、自動膨脹
		で評価する。				であるが、MSC. 200 (80)	機構を備え
		試験実施にあたっては、肩の高さが最低				/2.10.4.6の規定に合わ	る場合に限
		1500mm で、大人と同サイズの直立したマネ				せ各5分間とした。	る。
		キンに供試体を正しく装着させる(図2参					
		照)。					
		供試体に水を噴霧するため、2個のスプ					
		レーノズルを設置する。一つのスプレーノ					
		ズルは供試体の最上部から上方 500mm に位					
		置し、膨脹装置を中心に、マネキンの中心					
		線から鉛直15度の角度を持ち、真っ直ぐに					
		供試体に向かうもの。もう一つのスプレー					
		ノズルは、膨脹装置を中心として水平距離					
		500mm から真っ直ぐに供試体に向かう位置					
		に設置する。これらのスプレーノズルは30					
		度の噴霧角度を持ち、各穴径は1.5±0.1mm					
		で、穴面積の合計が50±5mm²とし、穴はノ					
		ズル面に均等に配置されたものとする。試					
		験時の周囲温度は20±3℃、水温は19±1℃					
		を標準とし、流量600 %/h で水を噴霧す					
		るものとする。噴霧を開始し、供試体を回					
		転しながら以下の手順で噴霧する。(図2参					

照)
a) 前部への高所からの噴霧を5分間
b) 左側面への高所からの噴霧を5分間
c) 背中側への高所からの噴霧を5分間
d) 右側面への高所からの噴霧を5分間
a)、b)及びd)の噴霧中に、高所からの噴
霧と共に、3秒ずつ 10 回の水平噴霧が前
部、左側面及び右側面にかけられるものと
する。
上記試験終了後、供試体をマネキンから
外し、自動膨脹機構が作動することを確認
するため、水中に浸漬させる。
500 mm
図 2 不注意膨脹試験の試験配置

表 2 性能試験

		試験方法			判定基準	関連する規格等	備考
1		膨脹試験 供試体に備え付けのガス及び充てん装置	1		人体に対して無害な気体を使用し て、索を引くことその他同様の簡単か	第 53 条第 2 項第 1 号	膨脹式の場合に
		を用い、以下の方法で膨脹させる。			つ効果的な方法により自動的に膨脹するものであること。	第 54 条の 2 第 1 項第 1 号	限る。
	1	手動膨脹機構のみを備える場合 a. +65℃以上の周囲温度に 24 時間放置 後取り出し、30 秒以内に、5.85kg の 鉄片を吊り下げた状態で、手動作動さ せると同時に水温 30±2℃の水中に浸 漬する。 b. 0℃以下の周囲温度に 24 時間放置後 取り出し、30 秒以内に、2.93kg の鉄 片を吊り下げた状態で、手動作動させ ると同時に水温 0℃から 2℃の水中 に浸漬する。		1	手動膨脹機構のみを備える場合 a. 浸漬開始から鉄片が水中で上昇し始めるまでの時間が5秒以内であること。 b. 浸漬開始から鉄片が水中で上昇し始めるまでの時間が5秒以内であること。	ISO 12402-7:2006 /4.11.7 (高温放置温度 70℃を IMO 試験勧告 (MSC. 200(80))の規定に 合わせ、65℃に変更)	
	2	自動膨脹機構を備える場合 a. +65℃以上の周囲温度に 24 時間放置後取り出し、30 秒以内に、5.85kg の鉄片を吊り下げた状態で、水温 30±2℃の水中に浸漬する。 b. 0℃以下の周囲温度に 24 時間放置後取り出し、30 秒以内に、2.93kg の鉄片を吊り下げた状態で、水温 0℃から2℃の水中に浸漬する。		2	自動膨脹機構を備える場合 a. 浸漬開始から、鉄片が水中で上昇し始めるまでの時間が10秒以内であること。 b. 浸漬開始から、鉄片が水中で上昇し始めるまでの時間が10秒以内であること。		

2	1	耐圧試験 1個の供試体に常用圧力の2倍の圧力を 加え、異常の有無を調べる。	2	1	破裂、はがれ、その他の異常が生じ ないこと。	第53条第1項第1号	膨脹式の場合に限る。
3	1	浮力試験 1個の供試体(膨脹式の場合には膨脹させた状態の供試体)に質量5.85kgの鉄片を吊り下げて淡水に浮かべる。	3	1	24 時間以上浮き続けられること。	第 54 条の 2 第 1 項第 1 号	
4	1	強度試験 水平強度試験 供試体(膨脹式の場合は膨脹させた状態 の供試体)を2分間水中に浸漬させた後、 人が着用するのと同じ要領で紐等を締め る。着用者の胴体を締め付ける部分(図3 参照)に2000N以上の荷重を30分間加え る。	4	1	水平強度試験 損傷しないこと。	第 53 条第 1 項第 1 号 ISO 12402-5:2006 /5.5 ISO 12402-9:2006 /5.5.1 (荷重負荷時間を 30 分間に変更)	
	2	垂直強度試験 供試体(膨脹式の場合は膨脹させた状態 の供試体)を2分間水中に浸漬させた後、 人が着用する時と同様の方法で図4に示す型に装着する。750N以上の荷重を試験 用型と救命胴衣の肩部又は首部(図5参 照)に30分間加える。		2	垂直強度試験 損傷しないこと。また、本試験中、 試験用型から外れずに装着されている こと。	(浸漬時間は、IMO 救命 設備試験勧告 (MSC. 200(80))の規定に 合わせ2分間に変更)	
5	1	着用試験 通常の衣服を着用している各被験者 に、あらかじめ着用方法の説明を行い、供 試体を着用させ、着用に要する時間を測定	5	1	<ul><li>(1) 軽量でかさばらず、作業等を行うのに支障がないこと。</li><li>(2) 1分以内に正しく、かつ、容易に</li></ul>	第 53 条第 1 項第 2 号 第 53 条第 1 項第 3 号 第 53 条第 1 項第 4 号	

		する。その後、前後屈、左右への曲げ、上体の回転及び首の回転の動作を行わせる。被験者は、供試体の種類により次の通り選抜されること。 a. 供試体に着用者の体格の範囲が指定される場合には、指定範囲内での大中小の被験者3人以上。 b. 上記以外の供試体の場合には、次の身長範囲毎に被験者1人以上とし、合計で被験者3人以上。 身長範囲 ① 140cm以上160cm未満② 160cm以上180cm未満			着用できること。 (3) 裏返しでも着用することができる か又は明らかに一つの方法のみで着 用できるものとすること。 (4) 適切な性能を得るために必要な締 め付け固着部は、少数で単純なもの であること。		
6		③ 180cm 以上 水中性能試験	6				
		次の試験を、淡水中で波のない状態で行 う。				第 54 条の 2 第 1 項第 2 号	
		被験者は、着用試験に規定する3人で行					
		う。膨脹式の場合には、供試体を膨脹させ				ISO 12402-5:2006	
		た状態で試験を行う。被験者は、水着のみ				/5. 6. 3	
	1	を着用する。 飛込み試験		1		ISO 12402-9:2006 /5. 6. 6	
	1	供試体を着用した被験者が、高さ1m		1	供試体が被験者から脱落したり、被	7 0. 0. 0	
		以上から足を先にして垂直に水中に飛込			験者に危害を及ぼさないこと。		
		む。					
		水中に飛込む際、被験者は負傷を避け					
		るため供試体をおさえておくことができ					

		る。					
		~。   飛込み後、被験者が体の力を抜いた状					
	_	態で浮遊する。					
	2	浮遊試験		2			
		供試体を着用した被験者が、淡水中で若			顔面を水上に支持し、以下の姿勢で浮		
		干の後傾姿勢をとった後、体の力を抜いて			遊すること。		
		浮遊した時、以下の項目について測定す					
		る。					
		   a. 胴体角度 : 肩部及び腰部の前側を結ぶ直			a. 垂直より後傾の姿勢で浮遊するこ		
		線の垂直線に対する角度			٤.		
		b. 口元高さ: 口元の最も低い位置と水面と			b. 口元高さは0 cm 以上であること。		
		の間の垂直高さ			b. Hylin Cya o ciii M. L. Cay o C. C.		
7		外観検査	7				
1	1		(		(1) 月袋井豆が回てじょりベナファ	数 E	
	1	供試体の外観、構造及び質量について、		1	(1) 仕様書及び図面どおりであるこ	第 53 条第 1 項第 1 号	
		仕様書及び図面と照合しながら検査する。			٤.		
					(2) 縫製等の仕上りが良好であるこ	第53条第2項第2号	
					と。		
					(3) 膨脹式にあっては、着用した状態		
					で、口で充気できる給気口が取り付	第 53 条第 2 項第 3 号	
					けられていること。		
					(4) 膨脹式にあっては、充てん装置は、		
					適当に保護されていること。		
8		   再帰反射材の貼付状況	8				
	1	供試体への再帰反射材の貼付状況を調べ		1	   (1) 合計面積が 100cm <sup>2</sup> 以上の再帰反射	   第 58 条の 2	第 58 条の 2 第 2
		3.			材をできる限り供試体の上部に分散	NA 22 NA 2 =	項の適用のある
		0			LI C C O NY / WING THICH IN		- ダ - ケ (面) (1) - ケ (な) (2)

			して貼り付けていること。		ものについては
			(2) 裏返しでも着用できるものにあっ	第58条の2第2項及び	除く。
			ては、(1)の方法により再帰反射材を	同検査心得	
			両面に貼り付けていること。		
9		標示検査			
	1	本体に標示される項目を確認する。	(1)次の事項が標示されること。	第 64 条	未定の場合
			①物件の名称		は、標示される
			②物件の型式		場所が確保され
			③製造年月		ること。
			④製造番号		
			⑤製造者		
			⑥搭載する小型船舶の船名、船舶番		
			号又は船舶所有者名		
			(2)着用者の体格の範囲が指定される		
			場合には、その指定範囲が表示され		
			ること。		
			(3)必要と認められるものについては		
			定められた有効期限が標示されるこ		
			と。		

## 表3 材料・部品に対する試験

- 1. 以下の1から6(6の試験については横方向強度試験に限る)の各試験は、製品の強度試験において荷重を受ける材料・部品についてのみ実施すること。
- 2. 異なる色の材料が使用される場合は、各色について試験を行う。ただし、使用する各色のうち、最も明るい色(明度の高いもの)及び最も暗い色(明度の暗いもの)に対して試験を行うことでもよい。
- 3. 通常の使用時において、日光に暴露されない材料については、促進耐候暴露試験を行わなくて良い。
- 4. 3. に関わらず、非膨脹状態で着用時に保護布等に覆われている気室布の場合は促進耐候暴露試験を実施すること。その場合、保護布等を付けた状態

で試験を行っても良い。

5. 促進耐侯暴露試験の条件は以下のとおりとする。

ISO 4892-1 及び ISO 4892-2 に従って、促進キセノン耐候暴露試験を行う。

○照射量:波長340nmにおける500kJ/m²の紫外線照射

○試験片の保持方法:表側(通常、日光にさらされる側)に対して、各試験片の中心が照射源の水平中心線と同じ平面に位置するように取付ける。

○輻射量:340nmで0.55W/m²

○フィルター: 昼光フィルター

○ブラックパネル温度:63±2℃

○乾球温度:42±2°C

○相対湿度(照射時):50%○状態調節用水温:20±5℃

○試験サイクル: 照射102分/照射及び水噴霧18分/暗黒で水噴霧24分

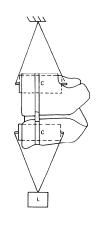
		試験方法			判定基準	関連する規格等	備考
1		布地、保護布の破断強度	1				
	1	長さ 200mm、幅 100mm の試験片を縦横各		1	測定された破断強度が以下のとおりで	ISO 12402-7:2006	
		方向より各5枚採取し、標準状態及び促進			あること。	/4. 3	
		耐候暴露後に IS013934-2:1999 に規定された			①標準状態:	(判定基準は	
		グラブ法により、毎分 50mm の速度で引張り試験			各方向共に平均が 400N 以上	FDAM1 に合わせて	
		を行い、破断強度を測定する。			②促進耐候暴露後:	修正)	
					各方向共に平均が 260N 以上		
2		気室布の破断強度	2				
	1	長さ 200mm、幅 100mm の試験片を縦横各		1	測定された破断強度が以下のとおり	ISO 12402-7:2006	膨脹式の場合に
		方向より各5枚採取し、標準状態及び促進			であること。	/4. 9	限る。
		耐候暴露後に IS013934-2:1999 に規定された			①標準状態:	(判定基準は	
		グラブ法により、毎分 50mm の速度で引張り試験			縦方向の平均が 930N、横方向の平均が	FDAM1 に合わせて	

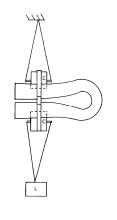
		を行い、破断強度を測定する。			800N以上 ②促進耐候暴露後: 各方向共に平均が260N以上	修正)	
3	1	縫い糸の破断強度 ISO 2062:2009 に従い、標準状態及び促進耐候暴露後の破断強度を各5本の試験片について測定する。	3	1	測定された破断強度が以下のとおりであること。 ①標準状態:平均が25N以上 ②促進耐候暴露後:平均が15N以上	ISO 12402-7:2006 /4.2 (暴露後 15N 以上 は、第 23 回 TC188/WG14 で合	
						意)	
4	1	ベルト、テープ等の破断強度 IS013934-1:1999 に従い、標準状態及び 促進耐候暴露後の破断強度を各5本の試験 片について測定する。	4	1	測定された破断強度の平均値が標準 状態及び促進耐候暴露後で1000N以上で あること。	ISO 12402-7:2006 /4.4 (判定基準を変更)	水平強度試験に おいて、単独で荷 重を受けるものに 限る。
5	1	バックル等の締め具の試験 破断強度 IS013934-1:1999 に従い、標準状態及び 促進耐候暴露後の破断強度を各5個の試験 片について測定する。	5	1	測定された破断強度が以下のとおりであること。 ①標準状態:平均が1000N以上 ②促進耐候暴露後:平均が600N以上	ISO 12402-7:2006 /4.7.1 (判定基準を変更)	水平強度試験に おいて、単独で荷 重を受けるものに 限る。
	2	強度/滑り試験 試験片を以下の各状態にさらした後に、 IS012402-7/4.7.1.2.2 に従って試験を行う。 ①標準状態 (IS012402-7/4.1.6.2) ② 2 分間水に浸す <sup>a</sup>		2	試験片に破壊、変形又は25mm 以上の滑りがなく、以下の荷重を支えること。 (イ)890N b 又は、 (ロ)1000N を30 分間 注b:荷重は固定直線長さ法に対応する		

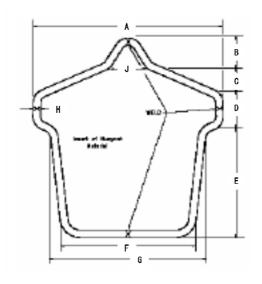
							1
		注 a:IS012402-7/4.7.1.2.1 の試験に使用			もので、ループアセンブリ法による		
		される帯紐は、試験前に淡水に2分間			場合は荷重を2倍とする。		
		浸漬する。					
6		ファスナーの試験	6				
	1	横方向強度		1	測定された横方向強度が以下のとおり	ISO 12402-7:2006	
		ASTM D 2061:2007に従い、標準状態及び			であること。	/4. 6. 2. 3	
		促進耐候暴露後のファスナーのチェーン			①標準状態:		
		部、上止及び開具に対する横方向強度を各			チェーン部、上止は平均 220N 以上、	JIS S 3015:2007	
		6本の試験片について測定する。			開具は平均 130N 以上	/7. 10	
					②促進耐候暴露後:		
					チェーン部、上止は平均 90N 以上、開		
					   具は平均 50N 以上		
	2	往復開閉耐久試験		2	損傷、抜けその他の異常が生じないこ		
		JIS S 3015:2007 に従い、200mm 以上の長さ			٤.		
		の試験片に対し、以下の条件で500回の往					
		復開閉を行う。					
		往復ストローク:75mm					
		速度:30 回往復/min					
		スライダを下げた状態60°					
7		送気口金の抜け強度試験	7				BACKE IN A STATE
	1	-10±2℃で48時間放置後、90Nの力で抜		1	90N の力で抜けないこと。	ISO 12402-7:2006	膨脹式又は呼気
		けるかどうかを試験する。常温及び+65±				/4. 11. 2. 2:	併用式で、送気口
		2℃において同様の試験を行う。				(+65℃における	金が送気管から突
						試験を追加)	出している場合に
							限る。

1       自動、又は手動膨脹装置に対して、100回の作動と再装備処置を繰り返し行う。各再装備処置を繰り返し行う。各再装備処置と作動試験は完全に充填された新しいガス容器を使用して実施すること。手動膨脹装置については、一連のサイクル終了後に、操作力を測定する。       1       このサイクル試験の後、各装置は規定通り作動式験は完全に規定通り作動すること。       ISO 12402-7:2006 限る。         2       手動膨脹装置については、一連のサイクル終了後に、操作力を測定する。       2       操作力は 90N を超えないこと。         9       金属部品に対する塩水噴霧試験 ISO 9227:2006 (JIS 7 2371:2000) により 160時間の塩水噴霧を行う。       9       1       機能に影響を及ぼす発錆のないこと。 ISO 12402-7:2006 /4.1.5.2       材料に金属を使用して実施すること。 なり、塩類による物性の変化が予想されるものに限る。         10       気体密封式の浮力体を用いるものにあっては、当該浮力体を構成するフィルムについて JIS K 7126-1: 2006 に定める差圧法又はこれと同等と認められる方法により気体       10       気体密封式の場合に限る。       気体密封式の場合に限る。	8		ガス充気装置の耐久試験	8				
回の作動と再装備処置を繰り返し行う。各   再装備処置/作動試験は完全に充填された   新しいガス容器を使用して実施すること。   手動膨脹を備える自動膨脹装置の場合は、   手動膨脹を作える自動膨脹装置の場合は、   手動膨脹を作える自動膨脹装置については、一連のサイク   ル終了後に、操作力を測定する。		1	7 1,		1	- このサイクル試験の後 冬装置け担定	ISO 12402-7:2006	膨脹式の場合に
再装備処置/作動試験は完全に充填された新しいガス容器を使用して実施すること。手動膨脹を備える自動膨脹装置の場合は、手動及び自動膨脹を各50回行う。       2 手動膨脹を備える自動膨脹装置の切けつ。       2 操作力は90Nを超えないこと。         9 金属部品に対する塩水噴霧試験 10 ISO 9227:2006 (JIS Z 2371:2000) により 160 時間の塩水噴霧を行う。       9 機能に影響を及ぼす発錆のないこと。 ISO 12402-7:2006 /4.1.5.2       材料に金属を使用して実施する。         10 気密試験 1 気体密封式の浮力体を用いるものにあっては、当該浮力体を構成するフィルムについて JIS K 7126-1: 2006 に定める差圧法又はこれと同等と認められる方法により気体       10 気体密封式の場合に限る。       10 気体密封式の場合に限る。		1			1			
新しいガス容器を使用して実施すること。 手動膨脹を備える自動膨脹装置の場合は、 手動及び自動膨脹を各50回行う。     2 操作力は90Nを超えないこと。       2 手動膨脹装置については、一連のサイクル終了後に、操作力を測定する。     9 金属部品に対する塩水噴霧試験 160時間の塩水噴霧を行う。     9 機能に影響を及ぼす発錆のないこと。 180 12402-7:2006 /4.1.5.2       1 区の9227:2006(JIS Z 2371:2000)により160時間の塩水噴霧を行う。     1 機能に影響を及ぼす発錆のないこと。 150 12402-7:2006 /4.1.5.2     材料に金属を使用していることにより、塩類による物性の変化が予想されるものに限る。       10 気体密封式の浮力体を用いるものにあっては、当該浮力体を構成するフィルムについて、JIS K 7126-1: 2006に定める差圧法又はこれと同等と認められる方法により気体     1 気体透過度は24時間当り3リットル/m²以下であること。     気体密封式の場合に限る。						通りIP動りること。	7 4. 11. 3	M. つ。
手動膨脹を備える自動膨脹装置の場合は、 手動及び自動膨脹を各50回行う。       2       操作力は90Nを超えないこと。         2       手動膨脹を置については、一連のサイク ル終了後に、操作力を測定する。       2       操作力は90Nを超えないこと。         9       1 ISO 9227:2006 (JIS Z 2371:2000) により 160 時間の塩水噴霧を行う。       1       機能に影響を及ぼす発錆のないこと。 ISO 12402-7:2006 /4.1.5.2         10       気密試験 5       10       気体密封式の浮力体を用いるものにあっては、当該浮力体を構成するフィルムについて JIS K 7126-1: 2006 に定める差圧法又はこれと同等と認められる方法により気体       1       気体透過度は24 時間当り3リットル /m²以下であること。       気体密封式の場合に限る。								
手動及び自動膨脹を各50回行う。       2       手動膨脹装置については、一連のサイク			., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., .					
2       手動膨脹装置については、一連のサイク ル終了後に、操作力を測定する。       2       操作力は90Nを超えないこと。         9       金属部品に対する塩水噴霧試験 150 9227:2006 (JIS Z 2371:2000) により 160 時間の塩水噴霧を行う。       9       1       機能に影響を及ぼす発錆のないこと。 /4.1.5.2       ISO 12402-7:2006 //4.1.5.2       材料に金属を使用していることにより、塩類による物性の変化が予想されるものに限る。         10       気密試験 1       気体密封式の浮力体を用いるものにあっては、当該浮力体を構成するフィルムについて JIS K 7126-1: 2006 に定める差圧法又はこれと同等と認められる方法により気体       1       気体透過度は24時間当り3リットル/m²以下であること。       気体密封式の場合に限る。								
ル終了後に、操作力を測定する。       9         金属部品に対する塩水噴霧試験       9         1 ISO 9227:2006 (JIS Z 2371:2000) により 160 時間の塩水噴霧を行う。       1 機能に影響を及ぼす発錆のないこと。 ISO 12402-7:2006 /4.1.5.2       材料に金属を使用していることにより、塩類による物性の変化が予想されるものに限る。         10 気密試験       10 気体密封式の浮力体を用いるものにあっては、当該浮力体を構成するフィルムについて JIS K 7126-1: 2006 に定める差圧法又はこれと同等と認められる方法により気体       10 気体透過度は24 時間当り3リットル/m²以下であること。       気体密封式の場合に限る。		9			9	場作力け QON を扱うわいこと		
9       金属部品に対する塩水噴霧試験       9         1       ISO 9227:2006 (JIS Z 2371:2000) により 160 時間の塩水噴霧を行う。       1       機能に影響を及ぼす発錆のないこと。		2	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		2	「米TF/パよりのNでと思えないこと。		
1 ISO 9227:2006 (JIS Z 2371:2000) により 160 時間の塩水噴霧を行う。       1 機能に影響を及ぼす発錆のないこと。 150 12402-7:2006 /4.1.5.2       材料に金属を使用していることにより、塩類による物性の変化が予想されるものに限る。         10 気体密封式の浮力体を用いるものにあっては、当該浮力体を構成するフィルムについて JIS K 7126-1: 2006 に定める差圧法又はこれと同等と認められる方法により気体       1 気体透過度は 24 時間当り 3 リットル/m²以下であること。       気体密封式の場合に限る。	0		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0				
160 時間の塩水噴霧を行う。	9	1		9	1		TCO 19409 7:9006	##***
より、塩類による物性の変化が予想されるものに限る。   10   気体密封式の浮力体を用いるものにあっては、当該浮力体を構成するフィルムについて JIS K 7126-1: 2006 に定める差圧法又はこれと同等と認められる方法により気体   より、塩類による物性の変化が予想されるものに限る。   気体透過度は 24 時間当り 3 リットル		1	·-		1	機能に影響を及はり発掘のないこと。		
物性の変化が予想されるものに限る。			160 時间の塩水順務を11 )。 				/4. 1. 5. Z	
されるものに限る。								
10   気密試験   10   気体密封式の浮力体を用いるものにあっ   1   気体透過度は 24 時間当り 3 リットル   ては、当該浮力体を構成するフィルムにつ いて JIS K 7126-1: 2006 に定める差圧法又 はこれと同等と認められる方法により気体   であること。   に限る。   に限る。   に取る。   に取る   に取る   に取る   になる   に取る   に								
10       気密試験       10         1       気体密封式の浮力体を用いるものにあっては、当該浮力体を構成するフィルムについて JIS K 7126-1: 2006 に定める差圧法又はこれと同等と認められる方法により気体       1       気体透過度は 24 時間当り 3 リットル/m²以下であること。       合に限る。								
1 気体密封式の浮力体を用いるものにあっ ては、当該浮力体を構成するフィルムにつ いて JIS K 7126-1: 2006 に定める差圧法又 はこれと同等と認められる方法により気体			Annual of home					る。
ては、当該浮力体を構成するフィルムについて JIS K 7126-1: 2006 に定める差圧法又はこれと同等と認められる方法により気体       /m²以下であること。       合に限る。	10			10				
いて JIS K 7126-1: 2006 に定める差圧法又 はこれと同等と認められる方法により気体		1			1			
はこれと同等と認められる方法により気体						/m <sup>2</sup> 以下であること。		合に限る。
			透過度を測定する。					
11   老化試験   11	11		老化試験	11				
1 気体密封式の浮力体を用いるものにあっ 1 (1)粘着、硬化、亀裂など異常が生じな 気体密封式の場		1	気体密封式の浮力体を用いるものにあっ		1	(1)粘着、硬化、亀裂など異常が生じな		気体密封式の場
ては、当該浮力体を構成するフィルムにつ いこと。 合に限る。			ては、当該浮力体を構成するフィルムにつ			いこと。		合に限る。
いて JIS K 6257: 2010 に準拠して、ギヤー (2) 破断強さは原強の 90%以上あること。			いて JIS K 6257: 2010 に準拠して、ギヤー			(2)破断強さは原強の90%以上あること。		

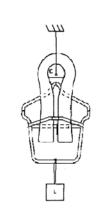
		式老化試験機により温度 70±1℃で 72 時間 放置した後取り出し、すばやく手で 180 度 に折り讃ね、異常の有無を調べる。				
12		耐圧試験	12			
	1	気体密封式の浮力体を用いるものにあっ		1	破裂、はがれ、その他の異常が生じな	気体密封式の場
		ては、当該浮力体に常用圧力の2倍の圧力			いこと。	合に限る











ベスト型救命胴衣

首掛け式救命胴衣

ベスト型救命胴衣

首掛け式救命胴衣

C: 円筒 (径 125mm)

L:試験荷重

図3 水平強度試験

図4 垂直強度試験用型枠

L:試験荷重

図5 垂直強度試験

垂直強度試験用型枠の寸法 (図4関係)

(mm)

サイズ	A	В	С	D	Е	F	G	Н	Ј
大人用	610	114	76. 2	127	381	432	508	25. 4	178
小児用	508	102	76. 2	102	279	330	406	22. 2	152

注:大人用サイズの型枠が装着できない場合は、小児用サイズの型枠を使用しても良い。 「I」は欠番である。